

平成 28 年 10 月 26 日

既存高齢者施設等の防犯対策強化事業者募集に関する Q & A

国県から、本制度に関する新たな情報が入り次第、内容を更新します。

【Q 1】

募集要項中、「平成 28 年度中に完了する規模の工事であること。」とあるが、平成 29 年 3 月末までに工事が完了しない場合、補助金は交付されないのか。

【A 1】

やむを得ない理由により、平成 29 年 3 月末までに工事が完了しない場合には、繰越手続きを行うことにより、補助金の交付を受けることが可能です。

ただし、平成 29 年度中（平成 30 年 3 月末まで）に工事完了する必要があり、これ以降の繰越しは認められません。

【Q 2】

別紙 1 「既存高齢者施設等の防犯対策強化事業の取扱いについて」において、110 番直結非常通報装置が対象事業に含まれているが、設置の際に警察と協議等は不要なのか。

【A 2】

110 番直結非常通報装置の設置の際には警察との協議が必要です。

なお、平成 28 年 10 月 26 日現在、兵庫県と県警本部の間で調整中と聞いています。

事業を希望する場合、方針未定ということを了承のうえ、申請いただきますようお願いいたします。